

第2次平川市ごみ処理基本計画（案）

令和3年 月

平 川 市

目 次

第 1 章	ごみ処理基本計画	1
第 1 節	ごみ処理基本計画の概要	1
1	ごみ処理基本計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画対象地域	1
4	計画期間・目標年次	1
第 2 章	策定にあたって整理すべき事項	2
第 1 節	市の概要	2
1	沿革	2
2	位置	2
3	地勢	2
4	人口動態	2
(1)	人口	2
(2)	人口動態	3
5	産業の動向	3
(1)	産業別就業人口の推移	3
(2)	産業別就業人口比率の推移	4
第 2 節	ごみ処理の現況	4
1	ごみ処理体系	4
2	ごみの量とごみの性状	6
(1)	ごみの排出量	6
(2)	ごみ処理費用	6
(3)	家庭ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	7
(4)	収集区分別のごみ量	7
(5)	家庭から出る燃やせるごみの組成割合	8
(6)	リサイクル率の推移（行政関与分）	8
3	ごみ排出抑制、再資源化の取組み	9
(1)	広報紙等による啓発	9
(2)	ごみ袋などの有料化	9

(3) 集団回収の支援	9
(4) 資源物回収ステーションの設置	9
(5) 生ごみ処理容器の購入支援	9
4 収集運搬の現況	10
(1) 収集区分	10
①平賀・碓ヶ関地域	10
②尾上地域	11
(2) 収集方法	11
5 中間処理	12
(1) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	12
①平賀・碓ヶ関地域	12
②尾上地域	12
(2) 資源物	13
①平賀・碓ヶ関地域	13
②尾上地域	13
6 最終処分	13
(1) 平賀・碓ヶ関地域	13
(2) 尾上地域	13
7 評価と課題	14
(1) 評価	14
①ごみの収集運搬及び処理	14
②排出抑制、再資源化	14
(2) 課題	14
①ごみの分別の仕方	14
②最終処分	14
③リサイクルの推進	14

第3章 ごみ処理基本計画の策定 15

第1節 計画策定のための予測 15

1 将来人口とごみ排出量の推計	15
(1) 将来人口の推計	15
(2) ごみ排出量の予測	15
2 ごみ減量・再資源化に向けた目標値	16
3 ごみ排出量の目標値	17

第2節	ごみ減量・再資源化に向けた方策	18
1	基本方針	18
	(1) ごみの減量・リサイクルの仕組みづくり	18
	(2) 自主的なごみ減量・リサイクルの促進	18
2	個別施策	18
	(1) 家庭ごみの減量・再資源化	18
	①生ごみ減量の促進	18
	②資源物の分別の徹底	18
	③資源物回収の促進	18
	(ア) 衣類等の回収の推進	18
	(イ) 集団回収の推進	19
	(ウ) 民間の資源物回収事業者との連携	19
	④食品ロスの削減	19
	⑤啓発活動	19
	(2) 事業系ごみの減量・再資源化	19
	①事業所から出るごみの分別の徹底	19
	②民間の資源物回収事業者との連携	19
第3節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	20
第4節	ごみの適正な処理に関する事項	21
1	収集運搬体制などの確保	21
2	最終処分	21
	(1) 平賀・碓ヶ関地域	21
	(2) 尾上地域	21
第5節	その他のごみ処理に関し必要な事項	21
1	平川市環境審議会	21
2	災害対策	21
3	不適正処理、野焼き、不法投棄対策	22
4	ごみ処理の広域化	22

第1章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の概要

1 ごみ処理基本計画の目的

近年、ごみ排出量の増大や質の多様化に対し「循環型社会」への転換が求められています。これまでの「単に燃やして埋める処理」から、「排出抑制」に努め、「再使用」できるものは再使用し、「再生利用」可能なものは極力リサイクルし、なお排出されるものについては焼却による「熱エネルギーの回収」を行うといった、トータルの視点からのごみの資源化・適正処理が必要とされてきています。

本計画は、循環型社会へ向けた各種法律を踏まえ、一般廃棄物の処理責任を負う市が長期的・総合的視野に立って、将来にわたりごみの適正な処理を行うことを目的とします。

2 計画の位置付け

平成20年12月に策定した「平川市ごみ処理基本計画」の計画期間（平成20年度～令和2年度）が終了することから、「第2次平川市ごみ処理基本計画」を策定します。本計画には、別途、策定されていた「平川市ごみ減量化計画」（計画期間平成28年度～令和2年度）の内容を盛り込むこととし、両計画を統合することとします。

本計画は、第2次平川市長期総合プランの基本目標の1つである「住み続けたいまちづくり」の実現を目指し、ごみの適正処理やごみ減量・再資源化を推進します。

また、本計画を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で市町村が定めなければならない「一般廃棄物処理計画」と位置付け、P l a n（計画の策定）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）のP D C Aサイクルにより、継続的に本計画の点検、見直し、評価を行います。

概ね5年を目安として改訂するほか、現在協議中である弘前地区環境整備事務組合（以下、「弘環組合」という。）と黒石地区清掃施設組合（以下、「黒清組合」という。）の統合によるごみ処理の広域化など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

3 計画対象地域

本計画の計画対象地域は、平川市全域とします。

4 計画期間・目標年次

本計画は計画期間を10年間とします。また、計画策定年度（令和2年度）の翌年度（令和3年度）を初年度とし、10年後の令和12年度を計画目標年次とします。

第2章 策定にあたって整理すべき事項

第1節 市の概要

1 沿革

明治時代の町村制施行以降、度重なる町村合併を繰り返し平成18年1月1日に「平賀町」「尾上町」「碓ヶ関村」の2町1村が合併し、「平川市」が誕生しました。

2 位置

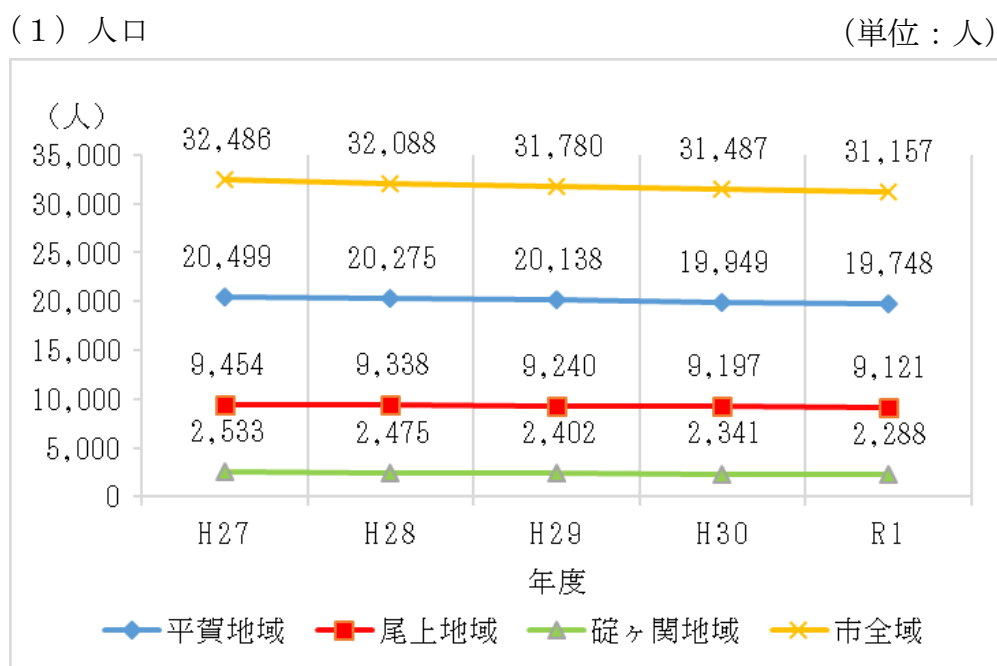
青森県南部、津軽平野の南端に位置し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は、青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県に接しており、その総面積は346.01 km²を有しています。

3 地勢

本市の地勢は、平地、台地、山地の3種類に大別されます。津軽平野の一部で市街地が形成されており、水田地帯として利用されている平地は、肥沃な沖積土で岩木川水系の平川とその支流である浅瀬石川の2つの川の恵みを受けています。緩やかな傾斜地から台地では、主にりんご栽培が盛んに行われています。

4 人口動態

本市の過去5年間における人口と人口動態について示します。市全体の人口は減少傾向にあり、近年は自然動態による減少が主な要因となっております。



(資料：住民基本台帳10月1日現在)

(2) 人口動態

(単位：人)

年	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	計	転入	転出	計	
H 2 7	207	476	▲269	693	802	▲109	▲378
H 2 8	177	472	▲295	655	760	▲105	▲400
H 2 9	174	451	▲277	671	694	▲23	▲300
H 3 0	159	457	▲298	717	668	49	▲249
R 1	166	455	▲289	693	752	▲59	▲348

(資料：住民基本台帳年報1月1日～12月31日)

5 産業の動向

就業人口で見ると平成2年から平成27年までは年々減少し3,623人(約18.2%)の減となっています。

産業別就業人口比率で見ると、第1次産業(農林業など)は平成2年の34.7%から平成27年の24.5%と低下し、第2次産業(建設・製造業など)は26.9%から22.3%へ低下しています。第3次産業(小売・飲食業など)は38.4%から53.2%へ増加しています。

基幹産業である農林業が低迷し、後継者不足・高齢化などの問題を抱えており、生産基盤整備や技術開発・商品開発などによる生産性の向上が求められています。

今後も、産業別就業人口比率は第1次産業・第2次産業は減少し、第3次産業は増加するものと思われます。

(1) 産業別就業人口の推移

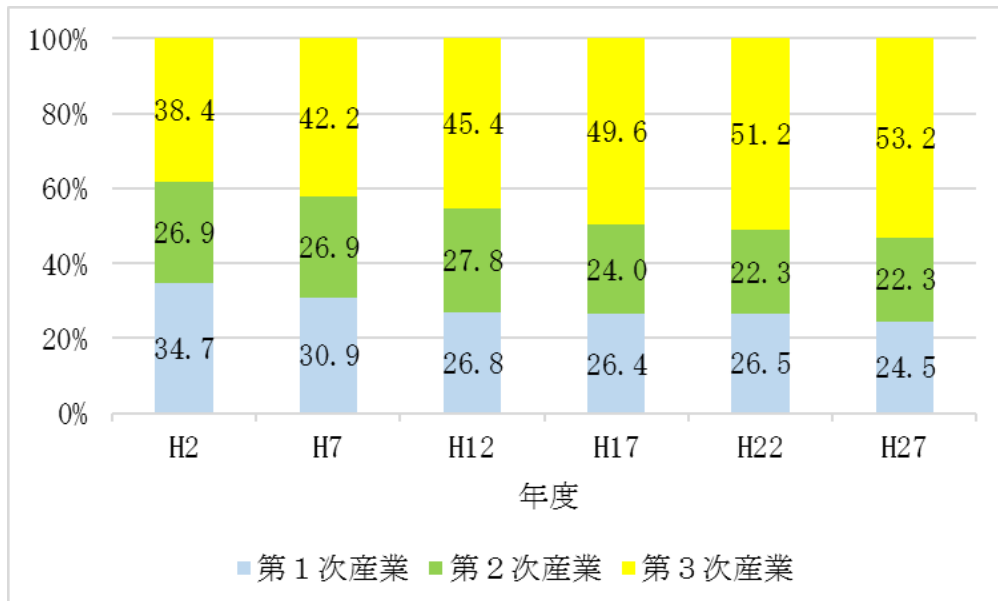
(単位：人)

区 分	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
第1次産業	6,912	6,033	5,202	4,876	4,551	3,972
第2次産業	5,356	5,280	5,378	4,452	3,825	3,630
第3次産業	7,667	8,286	8,791	9,204	8,803	8,641
分類不能の産業	19	17	2	24	6	88
総 数	19,954	19,616	19,373	18,556	17,185	16,331

(資料：第2次平川市長期総合プラン及び国勢調査)

(2) 産業別就業人口比率の推移

(単位：%)



(資料：第2次平川市長期総合プラン及び国勢調査)

第2節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体系

平賀、碓ヶ関地域のごみは弘環組合で、尾上地域のごみは黒清組合で処理しています。

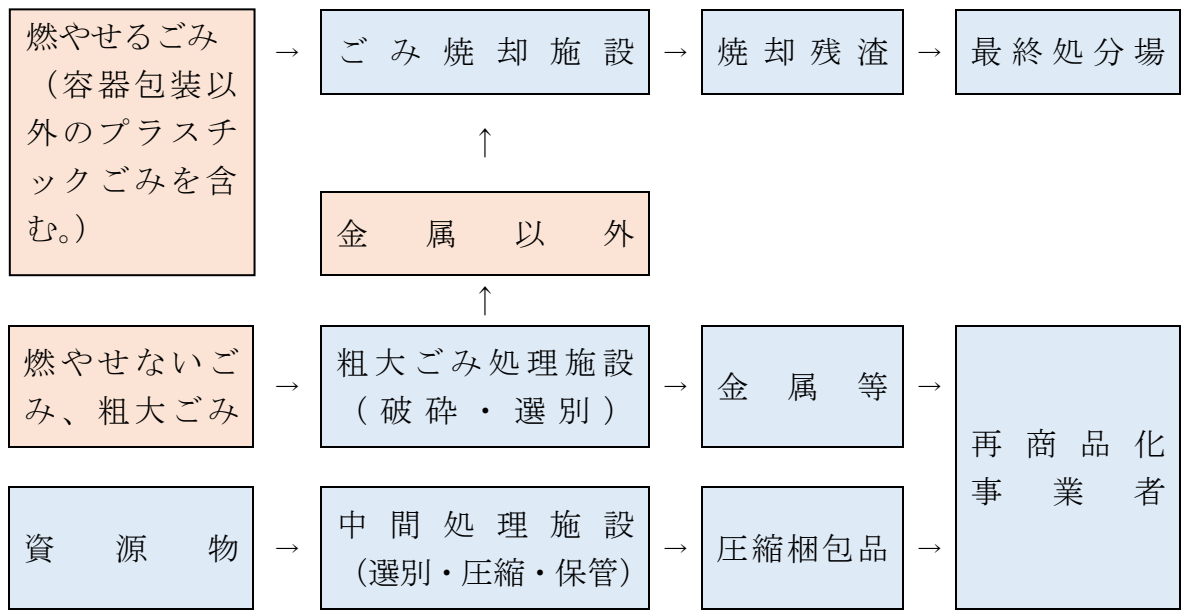
ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物（かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、小型家電、衣類等）に大別され、収集が行われています。

可燃ごみは各事務組合のごみ焼却施設にて全量焼却処理されており、焼却残渣は埋立処分地に埋立を行っています。

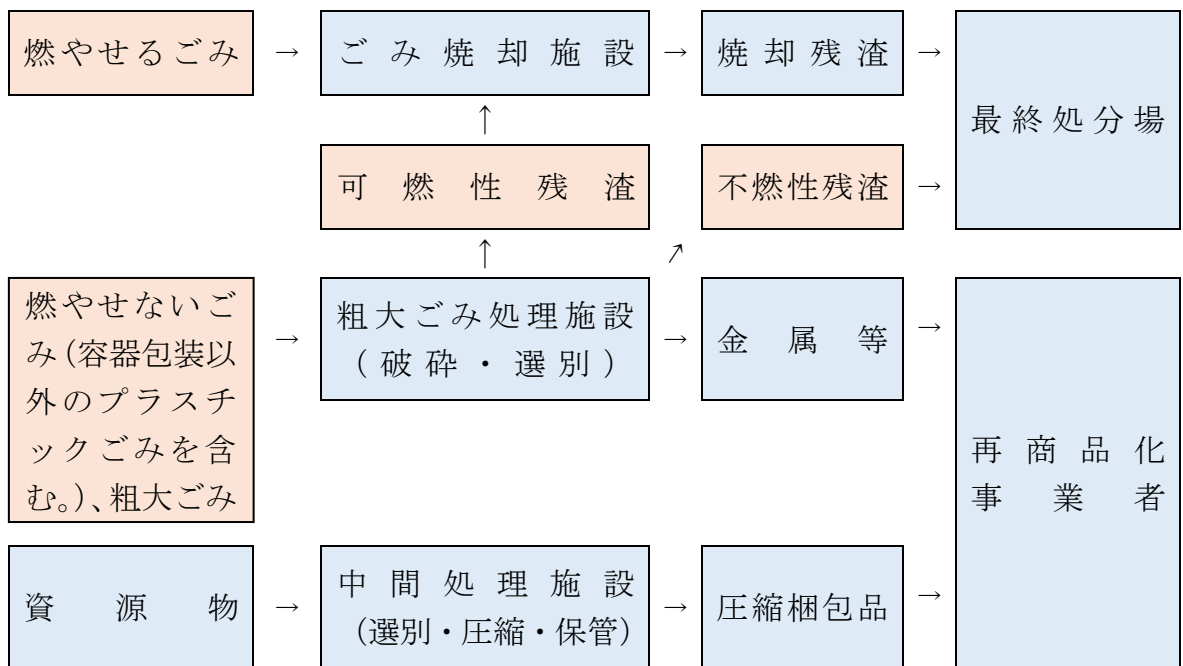
不燃ごみと粗大ごみは、弘環組合・黒清組合の粗大ごみ処理施設にて破碎・選別処理されています。弘環組合では選別後に発生する鉄類・アルミは再商品化事業者へ、それ以外はごみ焼却施設にて焼却処理を行っています。黒清組合では選別後に発生する鉄類・アルミは再商品化事業者へ、可燃性残渣はごみ焼却施設にて焼却処理を行い、不燃性残渣は埋立処分地に埋立を行っています。

資源物は分別収集を行い、弘前地区環境整備センター及び民間の中間処理施設にて選別・圧縮処理され、再商品化事業者へ引き渡されています。

○ごみ処理体系フロー図（平賀・碓ヶ関地域）



○ごみ処理体系フロー図（尾上地域）

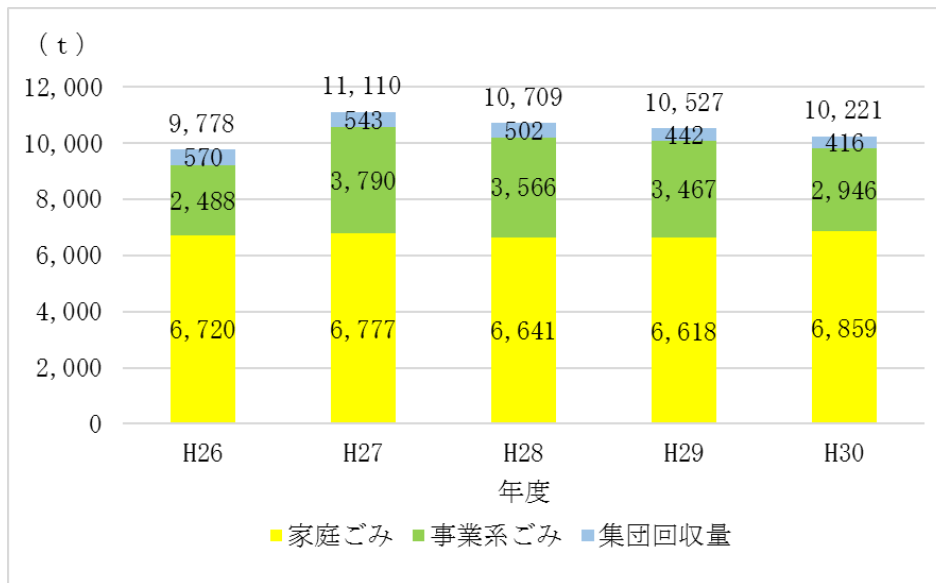


2 ごみの量とごみの性状

(1) ごみの排出量

平成30年度に本市から出たごみの量は合計10,221tで、家庭ごみは6,859t、事業系ごみは2,946t、資源物の集団回収量は416tです。なお、平成27年度に事業系ごみが増えていることや、平成30年度に事業系ごみが減り、家庭ごみが増えているのは、弘環組合のごみ処理施設における事業系ごみの計量の精度を高めたことや分類の見直しを行ったことによります。

(単位：t)



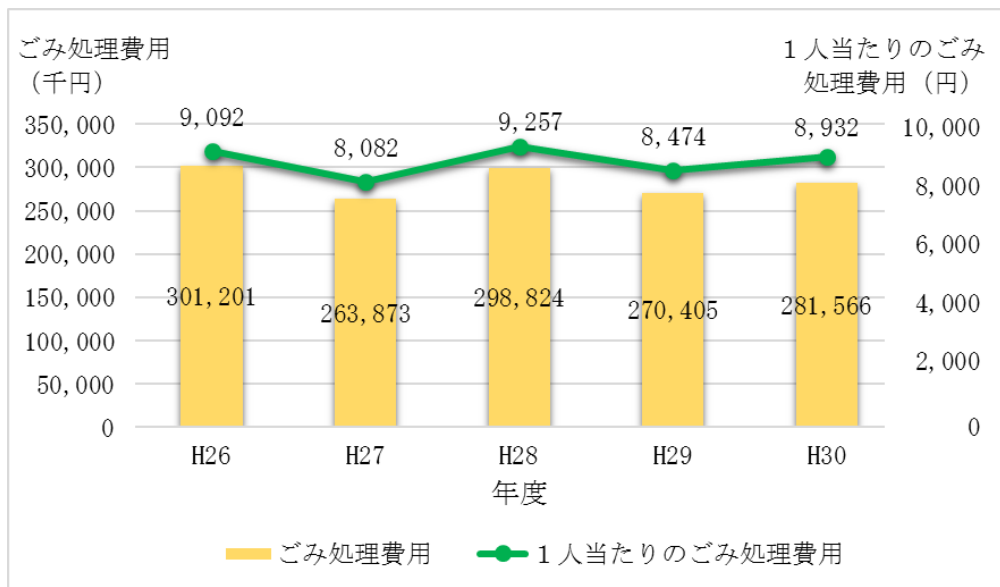
(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

(2) ごみ処理費用

平成30年度のごみ処理費用は281,566千円です。

1人あたりに換算すると約9,000円になります。

(単位：千円、円)

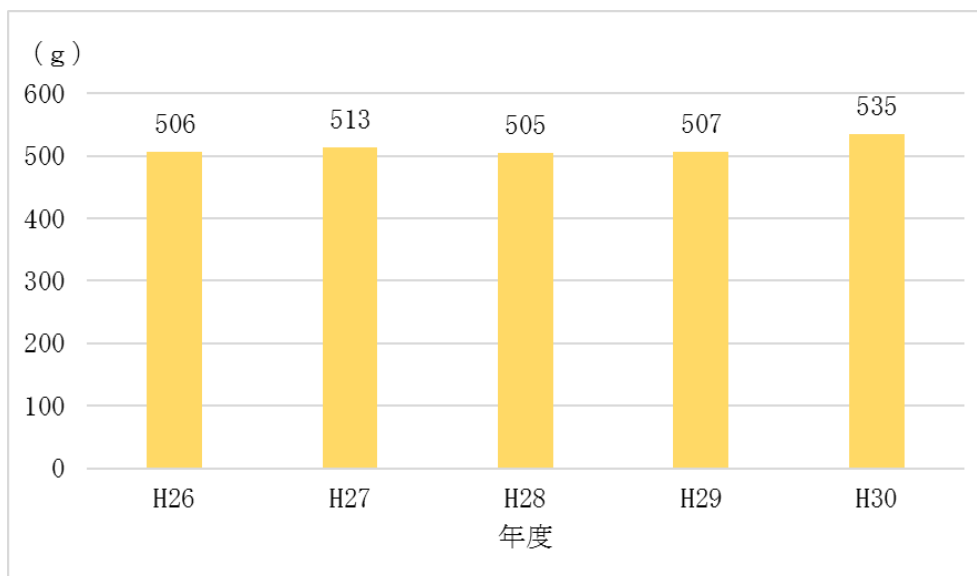


(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

(3) 家庭ごみ1人1日当たりの排出量

平成30年度に家庭から出たごみの量（資源物を除く）は、市民1人1日当たり535gでした。

(単位：g)



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

(4) 収集区分別のごみ量

平成30年度の収集区分別のごみ量は、可燃ごみが全体の約81%、不燃・粗大ごみが約11%、資源物が約8%となっています。

(単位：t)

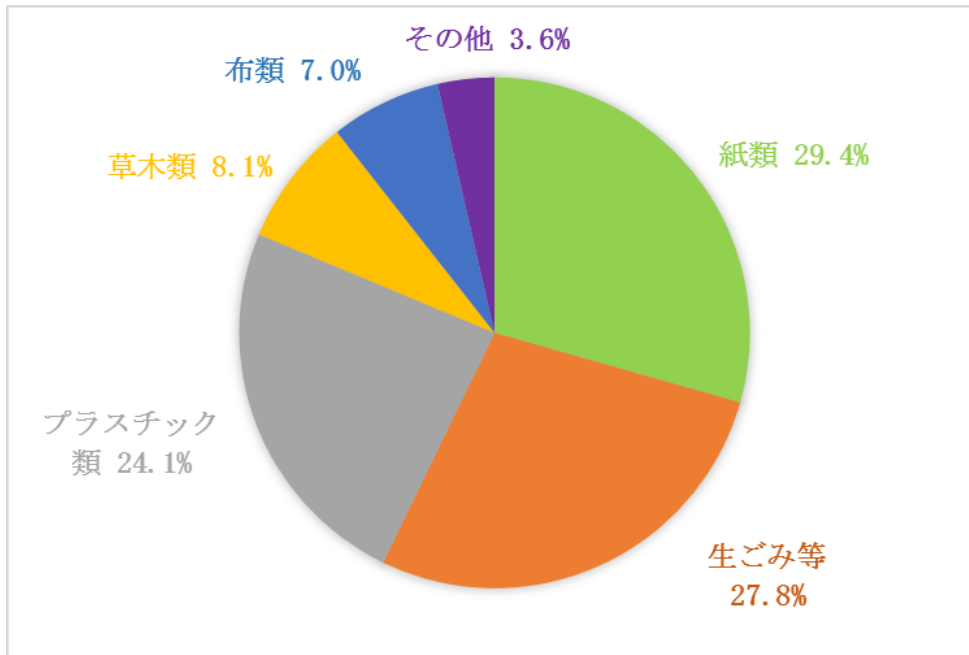
年度	H26	H27	H28	H29	H30
可燃ごみ	7,440	8,606	8,335	8,199	7,990
不燃ごみ	933	975	909	921	850
粗大ごみ	190	263	213	209	217
資源物	645	723	750	751	732
その他ごみ	0	0	0	5	16
合計	9,208	10,567	10,207	10,085	9,805

(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

(5) 家庭から出る燃やせるごみの組成割合

令和元年度に家庭から排出された燃やせるごみの組成割合は、多い順に紙類、生ごみ等、プラスチック類、草木類、布類、その他（ゴム類等）となっています。

(単位：%)

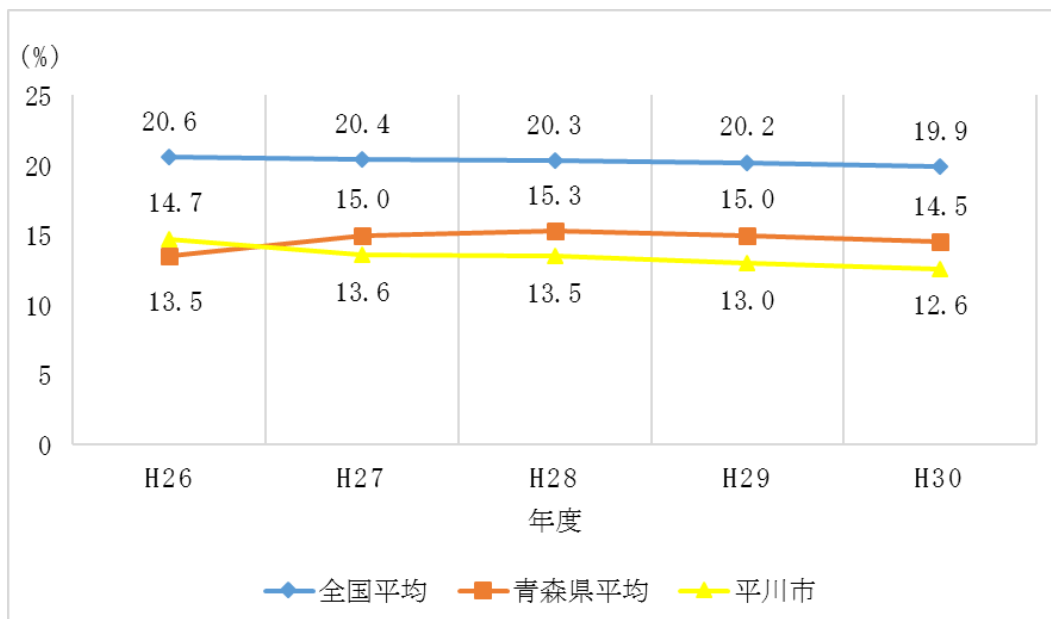


(資料：令和元年度青森県一般廃棄物組成分析調査結果)

(6) リサイクル率の推移（行政関与分）

近年は、民間の事業者による資源物の回収が活発になっており、行政関与のリサイクル率は減少傾向となっています。

(単位：%)



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

3 ごみ排出抑制、再資源化の取組み

(1) 広報紙等による啓発

広報紙やホームページ等でごみの特集を掲載し、ごみ減量化に関する周知や3R運動(※)の紹介をするなど啓蒙普及活動を実施しています。

※3Rとは、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字の3つのRの総称です。

【リデュース(排出抑制)】

できるだけ無駄なごみの量を少なくすること。

【リユース(再使用)】

一度使ったものをごみにしないで何度も使うこと。

【リサイクル(再生利用)】

使い終わったものをもう一度資源に戻し製品を作ること。

(2) ごみ袋などの有料化

ごみの排出量に応じた公平な負担及び、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を目的として、ごみ袋の有料化や戸別の粗大ごみ収集を有料化しています。

(3) 集団回収の支援

「分ければ資源」というリサイクル意識を高め、環境問題・ごみ問題に関する教育に資することを目的として、PTA、町会、子ども会等による集団回収を支援し、資源ごみ回収運動推進報奨金を交付しています。

(4) 資源物回収ステーションの設置

健康センター、尾上・碓ヶ関総合支所の計3か所に資源物回収ステーションを設置し、資源物のリサイクルを推進しています。

(5) 生ごみ処理容器の購入支援

生ごみの排出抑制のため、生ごみ処理容器の購入費用を助成しています。

4 収集運搬の現況

(1) 収集区分

家庭から排出されるごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物に分類されており、収集回数は全地域共通ですが、ごみの種類に関しては、平賀・碓ヶ関地域と尾上地域で異なります。

① 平賀・碓ヶ関地域

分類		収集頻度	出し方等	ごみの種類	
燃やせるごみ		週2回	指定ごみ袋又は束ねたもの	生ごみ、紙おむつ、靴、木片、バケツ、音楽CD等	
燃やせないごみ		週1回	指定ごみ袋	なべ、やかん、ガラス、せともの等	
粗大ごみ		月1回	予約制の戸別収集	机、イス、ダンス、自転車、カーペット等（指定ごみ袋（大）に入らないもの）	
資源物	かん	月2回	指定場所にあるネット	飲料、食品用空き缶等	
	びん	無色	月2回	指定場所にあるカゴ	飲料、食用品等が入っていたびん
		茶色			
		その他の色			
	ペットボトル	月2回	指定場所にあるネット	飲料、しょうゆ用等（ペットボトルのマークが入っているもの）	
	プラスチック製容器包装	月2回	指定場所にあるネット	容器や包装に使用されていたプラスチック	
	紙パック	月1回	紙ひもで縛る	牛乳など内側が白い紙パック	
	ダンボール	月1回	紙ひもで縛る	断面が波状になっているもの	
	新聞	月1回	紙ひもで縛る	新聞（チラシも含む）	
雑誌・雑がみ	月1回	紙ひもで縛る	雑誌、紙箱等（紙パック、ダンボール、新聞以外の紙）		

②尾上地域

分類		収集頻度	出し方等	ごみの種類	
燃やせるごみ		週2回	指定ごみ袋又は束ねたもの	生ごみ、紙おむつ、靴、木片等	
燃やせないごみ		週1回	指定ごみ袋	なべ、やかん、ガラス、せともの、バケツ、音楽CD等 (スプレー缶やライターは危険ごみとして収集)	
粗大ごみ		月1回	予約制の戸別収集	机、イス、タンス、自転車、カーペット等(指定ごみ袋(大)に入らないもの)	
資源物	かん	月2回	指定場所にあるネット	飲料、食品用空き缶等	
	びん	無色	月2回	指定場所にあるカゴ	飲料、食用品等が入っていたびん
		茶色			
		その他の色			
	ペットボトル	月2回	指定場所にあるネット	飲料、しょうゆ用等(ペットボトルのマークが入っているもの)	
	プラスチック製容器包装	月2回	指定場所にあるネット	容器や包装に使用されていたプラスチック	
	紙パック	月1回	紙ひもで縛る	牛乳など内側が白い紙パック	
	ダンボール	月1回	紙ひもで縛る	断面が波状になっているもの	
	新聞	月1回	紙ひもで縛る	新聞(チラシも含む)	
雑誌・雑がみ	月1回	紙ひもで縛る	雑誌、紙箱等(紙パック、ダンボール、新聞以外の紙)		

(2) 収集方法

平賀・碓ヶ関地域は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物のいずれも市が収集運搬業者に委託しています。

尾上地域は、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物は黒清組合が収集運搬業者に委託しており、粗大ごみは市が収集運搬業者に委託しています。

5 中間処理

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

- ①平賀・碓ヶ関地域で収集された可燃ごみと破碎・選別処理後の不燃ごみ・粗大ごみは、弘環組合の弘前地区環境整備センター並びに南部清掃工場で焼却処理しています。施設の概要は次のとおりです。

○弘前地区環境整備センター

1) 焼却処理施設

処理能力	246 t / 日 (焼却炉 123 t / 日 2 炉)
処理対象ごみ	可燃ごみ
運転計画	1 日 2 4 時間の連続運転

2) 資源化施設

処理能力	9 3 t / 5 h
処理対象ごみ	資源物 (かん・びん・ペットボトル等)、 不燃ごみ、粗大ごみ
運転計画	1 日 5 時間の運転

○南部清掃工場

焼却処理施設

処理能力	140 t / 日 (焼却炉 7 0 t / 日 2 炉)
処理対象ごみ	可燃ごみ
運転計画	1 日 2 4 時間の連続運転

- ②尾上地域で収集された可燃ごみと不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別処理後の可燃性残渣は、黒清組合環境管理センター焼却施設で焼却処理しています。施設の概要は次のとおりです。

○黒清組合環境管理センター

1) 焼却処理施設

処理能力	100 t / 日 (焼却炉 5 0 t / 日 2 炉)
処理対象ごみ	可燃ごみ
運転計画	1 日 2 4 時間の連続運転

2) 粗大ごみ処理施設

処理能力	4 0 t / 5 h
処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
運転計画	1 日 5 時間の運転

(2) 資源物

①平賀・碓ヶ関地域で収集された資源物は、弘前地区環境整備センターの中間処理施設（資源化施設）、または、民間の中間処理施設にて圧縮・梱包した後、回収業者・再商品化事業者へと引き渡し、資源として再生利用されています。

②尾上地域で収集された資源物は、民間の中間処理施設にて圧縮・梱包した後、回収業者・再商品化事業者へと引き渡し、資源として再生利用されています。

6 最終処分

(1) 平賀・碓ヶ関地域

平賀・碓ヶ関地域のごみに係る焼却残渣等は、平賀地区最終処分場に埋め立てられておりましたが、埋立可能な容量が残りわずかとなったことから、令和2年度で焼却残渣等の埋立を終了し、今後は廃止に向けた手続きを進めていきます。

平賀地区最終処分場の概要は次のとおりです。

○平賀地区最終処分場

項目	内容
事業主体	平川市
所在地	大鰐町大字長峰字阿蘇地内
埋立容量	61,006 m ³
竣工年月日	平成2年3月
埋立面積	10,000 m ²

(2) 尾上地域

尾上地域のごみに係る焼却残渣及び不燃性残渣は、黒清組合の沖浦埋立処分場に埋め立てられています。

沖浦埋立処分場の概要は次のとおりです。

○沖浦埋立処分場

項目	内容
事業主体	黒清組合
所在地	黒石市大字沖浦字長沢出口地内
埋立容量	805,160 m ³
竣工年月日	昭和55年11月
埋立面積	69,800 m ²

7 評価と課題

ここまでのごみ処理に関する現状を踏まえ、本市における評価と課題は次のように分析されます。

(1) 評価

①ごみの収集運搬及び処理

ごみの分別収集区分及び一般廃棄物処理方法（収集運搬、中間処理、最終処分等）のいずれも関係法令を遵守したものとなっています。

②排出抑制、再資源化

環境負荷をできる限り低減する循環型社会づくりを目指し、ごみの減量やリサイクルに取り組めるよう、市民や事業者へ啓発しています。

(2) 課題

①ごみの分別の仕方

本市のごみの分別の仕方は、平賀・碓ヶ関地域と尾上地域で異なっております。今後、ごみ処理の広域化により、ごみ処理体制に変更が生じた際は、地域で異なっているごみの分別の仕方の見直しについて、検討する必要があります。

②最終処分

平賀地区最終処分場は、令和2年度で弘環組合からの焼却残渣等の埋立を終了することから、今後は、焼却残渣等の最終処分について他市町村と協議していきます。

③リサイクルの推進

行政関与分のリサイクル率は減少傾向にありますが、これは市が把握できないスーパーマーケットなど、民間の事業者による資源物の回収が活発となってきていることが要因です。

今後は、行政関与分のリサイクル率の向上だけでなく、民間の事業者の取組みも含めた全体的なリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画の策定

第1節 計画策定のための予測

1 将来人口とごみ排出量の推計

将来のごみ発生量と処理・処分量の動向を把握するため、将来人口とごみ排出量の推計を行います。

(1) 将来人口の推計

(単位：人)

年度	H30 (基準年度)	R7 (中間年度)	R12 (目標年度)
人口	31,487	28,828	27,461

(資料：第2次平川市長期総合プラン)

(2) ごみ排出量の予測

家庭ごみの排出量と資源物の集団回収量は、人口に応じ減少すると予測します。また、事業系ごみの排出量は、経済活動の影響を受けることから、県の産業廃棄物排出量予測（平成30年度から令和7年度で+0.4%）に基づき予測します。

(単位：t)

ごみの種類		年度		
		H30 (基準年度)	R7 (中間年度)	R12 (目標年度)
家庭ごみ	可燃ごみ	5,153	4,718	4,494
	不燃ごみ	823	753	718
	粗大ごみ	159	146	139
	資源物	708	648	617
	その他ごみ	16	15	14
	小計	6,859	6,280	5,982
事業系ごみ	可燃ごみ	2,837	2,848	2,856
	不燃ごみ	27	27	27
	粗大ごみ	58	58	58
	資源物	24	24	24
	その他ごみ	0	0	0
	小計	2,946	2,957	2,965
集団回収量		416	381	363
合計		10,221	9,618	9,310

2 ごみ減量・再資源化に向けた目標値

15ページの「1(2)ごみ排出量の予測」とは別に、各種施策による、ごみ減量・再資源化の目標を設定します。

番号	項目	年度		
		H30 (基準年度)	R7 (中間年度)	R12 (目標年度)
1	1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源物を除く)	535 g	503 g	481 g
2	事業系ごみの排出量 (資源物を除く)	2,922 t	2,723 t	2,580 t
3	リサイクル率 (行政関与分)	12.6%	14.8%	16.3%

※目標設定の考え方

県の「第4次循環型社会形成推進計画（計画期間 令和3年度～令和7年度）」の目標値における、改善割合（以下、「県改善割合」という。）を用いて、目標を設定します。

- 1：1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物を除く）は、県改善割合（7年間で▲5.9%）を用いて、平成30年度比で、令和7年度では、▲5.9%、令和12年度では、▲10.1%とします。
- 2：事業系ごみの排出量（資源物を除く）は、県改善割合（7年間で▲6.8%）を用いて、平成30年度比で、令和7年度では、▲6.8%、令和12年度では、▲11.7%とします。
- 3：リサイクル率（行政関与分）は、県改善割合（7年間で17.2%増）を用いて平成30年度比で、令和7年度では、17.2%増、令和12年度では、29.5%増とします。

3 ごみ排出量の目標値

各種施策による、ごみ減量・再資源化を反映させた場合のごみ排出量を算出します。排出量は、将来人口の推計等により算出した15ページ「1（2）ごみ排出量の予測」に、16ページ「2 ごみ減量・再資源化に向けた目標値」の設定に用いた県改善割合を乗じて算出しています。

(単位：t)

年度 ごみの種類		H30 (基準年度)	R7 (中間年度)	R12 (目標年度)
家庭 ごみ	可燃ごみ	5,153	4,440	4,040
	不燃ごみ	823	709	645
	粗大ごみ	159	137	125
	資源物	708	759	799
	その他ごみ	16	14	13
	小計	6,859	6,059	5,622
事業系 ごみ	可燃ごみ	2,837	2,654	2,522
	不燃ごみ	27	25	24
	粗大ごみ	58	54	51
	資源物	24	28	31
	その他ごみ	0	0	0
	小計	2,946	2,761	2,628
集団回収量		416	447	470
合計		10,221	9,267	8,720
H30年度比の増減			▲9.3%	▲14.7%

第2節 ごみ減量・再資源化に向けた方策

1 基本方針

廃棄物については、かつての大量消費型社会から、ごみの排出を抑え、資源を循環利用して環境への負荷が小さい循環型社会への転換が進んでいます。

このようなことから、市が市民や事業者と一体となり、ごみの減量やリサイクルをさらに促進することを目的とした排出抑制の方策を進めることとします。

(1) ごみの減量・リサイクルの仕組みづくり

市では市民、事業者がごみの減量化・再使用・再生利用に取り組める仕組みを整えることが必要とされています。

そのため、環境問題についての意識向上のため実効性のある施策を展開し、ごみ排出抑制の方策を進めることとします。

(2) 自主的なごみ減量・リサイクルの促進

人口の減少により、将来のごみ排出量は減少すると想定されていますが、この減少幅を更に大きくするために、市民活動等を支援してさらなる意識の向上、意欲の継続を目指すと共に、ごみの減量・分別が習慣となることを支援します。

2 個別施策

(1) 家庭ごみの減量・再資源化

① 生ごみ減量の促進

令和元年度に県が実施した「一般廃棄物組成分析調査」の結果では家庭から出る燃やせるごみの約28%が生ごみとなっております。

生ごみの多くは水分であることから、生ごみの水切り推進や、生ごみ処理容器の利用等の生ごみ減量に関する情報を収集し、周知に努めます。

② 資源物の分別の徹底

これまでも広報紙等で資源物の分別の徹底をお願いしてきましたが、今後も継続して周知に努めます。

③ 資源物回収の推進

(ア) 衣類等の回収の推進

衣類等の回収ボックスを健康センター、尾上・碓ヶ関総合支所に設置し衣類等の回収を推進します。

(イ) 集団回収の推進

「分ければ資源」というリサイクル意識を高め、環境問題に関する教育に資することを目的として、PTA、町会、子ども会等による資源物の集団回収を支援します。

(ウ) 民間の資源物回収事業者との連携

リサイクルに係る民間の事業者と連携し、回収品目や手法のほか、市民の利便性の向上について検討します。

④食品ロス（※）の削減

安売りやまとめ買いで買いすぎてしまった食品などを福祉施設へ寄付する取組みや、宴会時の食べ残しを減らすよう周知・徹底を図ります。

※食品ロスとは、本来食べられる食品が捨てられてしまうこと。

⑤啓発活動

ごみの減量・再資源化について、広報紙やホームページのほか、出前講座や市の催し等でも周知します。

(2) 事業系ごみの減量・再資源化

①事業所から出るごみの分別の徹底

弘環組合・黒清組合と協力し、事業系ごみの収集車から出たごみの検査や指導等を行い、産業廃棄物の混入を防止します。また、再資源化可能な資源物のごみにならないよう周知・徹底を図ります。

②民間の資源物回収事業者との連携

無料で古紙の回収を行う「平川市リサイクル協議会」や「オフィス町内会」の取組みを、民間の事業者へ周知し、古紙のリサイクルに努めます。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

今後、ごみ処理の広域化により、ごみ処理体制に変更が生じた場合は、見直しを行い、環境負荷の少ない方法を検討していきます。

種類	分別の区分	内容等	
一般ごみ	燃やせるごみ	ぬいぐるみ、紙おむつ等	
	燃やせないごみ	電球、ガラス、せともの等	
	粗大ごみ	机、タンス等	
資源物	かん	飲料、食品用空き缶等	
	びん	無色	飲料、食用品等が入っていたびん
		茶色	
		その他の色	
	ペットボトル	飲料、しょうゆ用等（ペットボトルのマークが入っているもの）	
	プラスチック製容器包装	容器や包装に使用されていたプラスチック	
	紙類	紙パック	牛乳など内側が白い紙パック
		ダンボール	断面が波状になっているもの
		新聞	新聞（チラシも含む）
		雑誌・雑がみ	雑誌、紙箱等（紙パック、ダンボール、新聞以外の紙）
	衣類等	衣類、シーツ、タオル	
小型家電	デジタルカメラ、携帯電話等		

第4節 ごみの適正な処理に関する事項

1 収集運搬体制などの確保

ごみの収集運搬体制を確保するために、町会のごみ集積場所の整備・補修に対する支援をします。また、町会における、ごみの出し方や分別の指導に対する支援もします。

人口減少により、ごみ排出量が減ることが見込まれているため、ごみの処理業（収集運搬業・処分業）に対する市の許可方針について検討します。

なお、ごみの中間処理（破碎・選別等）については、弘環組合・黒清組合で行っており、両組合と連携し、適正な処理に努めます。

2 最終処分

(1) 平賀・碓ヶ関地域

平賀・碓ヶ関地域から排出されるごみの焼却残渣は、既存の最終処分場である平賀地区最終処分場へ埋め立てされておりましたが、平賀地区最終処分場の残余容量が残りわずかとなったことから、令和2年度をもって焼却残渣の埋立を終了します。今後は他市町村の最終処分場への搬入を検討します。

(2) 尾上地域

尾上地域から排出されるごみの焼却残渣、不燃性残渣及びプラスチック残渣等は、引き続き、黒清組合の沖浦埋立処分場へ埋め立てします。

第5節 其他のごみ処理に関し必要な事項

1 平川市環境審議会

廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、平川市環境審議会の意見を聴きながら、ごみの減量・再資源化を進めていきます。

また、各種施策等の検証を行うとともに、更なるごみの減量化・再資源化を推進します。

2 災害対策

地震、水害の災害対策として「平川市災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、これに基づいて行動することとします。

3 不適正処理、野焼き、不法投棄対策

ごみの不適正処理、野焼き、不法投棄については、広報紙やチラシ、看板などで啓発し予防に努めると共に、関係機関と連携して監視体制を強化し、発見した場合は個別に指導していきます。

また、監視カメラ設置による発生防止に努めます。

4 ごみ処理の広域化

将来にわたってごみの適正な処理を確保するためには、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を進めていかなければなりません。このためには、ごみの広域的な処理やごみ処理施設の集約化を図る等、計画的な検討が必要となります。

現在、本市のごみ処理は弘環組合と黒清組合のごみ処理施設にて行われております。今後、両組合の統合が予定されていることから、統合後の効率的なごみ処理体制について検討を進めます。